

## 第2期高岡市子ども・子育て支援事業計画（素案）に対するご意見について

第2期高岡市子ども・子育て支援事業計画の素案についてパブリックコメントを行い、次のとおり計画最終案に反映しました。

### 1 意見募集の結果

- (1) 募集期間 令和元年12月20日（金）～令和2年1月20日（月）
- (2) 意見数 11件 21項目
- (3) 計画への反映の概要

反映の状況	項目数
① ご意見を踏まえ、計画に記載することとしたもの	1項目
② ご意見が計画の考え方に含まれている等、主旨を同じくするもの	18項目
③ 個別の理由により、計画に反映させないこととしたもの	2項目

### 2 ご意見概要

#### (1) ご意見を踏まえ、計画に記載することとしたもの

	ご意見の主旨	対応概要
1	医療的ケア児への支援を	「障がい児施策の充実」項目に医療的ケア児を含む旨を記載した。 (V8(3)障がい児等の施策の充実)

#### (2) ご意見が計画の考え方に含まれている等、主旨を同じくするもの

	ご意見の主旨	対応概要
1	基本理念に共感	—
2	保健師による家庭訪問等支援体制の充実	基本目標Ⅳ「親子の健康づくり」において、保健師による乳児家庭全戸訪問の完全実施を目指す旨を記載している。
3	母親を孤立させないための施策の充実	基本目標Ⅳ「親子の健康づくり」において、乳児家庭全戸訪問等、母親が孤立しないための施策に取り組む旨を記載しており、さらに本計画の重点施策として、産後ケア体制の充実に取り組むこととしている。
4	年度途中入園の定員の増加	私立保育園等の定員拡大を伴う施設整備を支援する旨を記載しており、特に需要の高い0～2歳児の保育環境の充実に重点施策に位置付けている。
5	放課後児童クラブの量・質の充実	放課後児童クラブの提供体制の充実を目指すことを重点施策に位置付け、各校区の放課後児童クラブに加えて新たに民間事業者が実施する放課後児童クラブの活用を図ること等により量・質の向上を目指す旨を記載している。
6	屋内で体全体を使って遊べる施設を	子どもが安全にのびのびと活動できる環境づくりを重点施策と位置付けている。
7	子どもの権利条例を	子どもの権利については、児童の権利条約の理念に即し、時代に合った柔軟な対応を行うことが重要と考えており、5か年を計画期間とする本計画において、子どもの人格や個性が尊重される環境づくりを目指す旨を記載している。

	ご意見の主旨	対応概要
8	不登校の対策について盛り込むべき	市内小中学校に心の教室相談員やスクールカウンセラー等を配置し、児童生徒の悩みの解消に努めている。また、不登校の児童生徒については、学校復帰等に向けた支援を行う。 (I1(2)②学校教育環境の充実)
9	一時的に預かることができる施設の増加	現在提供している施設で、計画期間の需要には十分対応できることを見込んでいる。 (量の見込みと確保方策)
10	病児・病後児保育の定員の増加	計画期間中に定員3人の増加を目指すことを記載しており、これに向け取り組みを進めていく。 (量の見込みと確保方策)
11	子どもの健全な心の育成の活動に力を注いでほしい	本計画は、次世代育成支援対策推進法など4つの法律に基づき、「子どもが健やかに育成される環境の整備」等の目的を踏まえて策定しており、計画理念等には、ご意見の考え方が含まれている。 (基本理念等)
12	子どもを育てることができる人に育ててほしい	学校教育等の場において、子どもたちの自ら学び自ら考える力の育成に努める旨を記載している。 (I1(2)②学校教育環境の充実等)
13	子育ての安心感の提供を	子育てに関する安心感の提供につながるよう、相談支援やその情報提供に努める旨を記載している。 (II2(1)①子育て相談・交流の場の充実、②子育て情報提供サービスの充実等)
14	子育て支援センター等の充実	子育て支援センター、保育園等において、子育て相談や交流の機会・場の充実に努める旨を記載している。 (II2(1)①子育て相談・交流の場の充実)
15	食の安全の啓発を	母子保健法の理念である「乳幼児の健康の保持増進」に基づき、離乳食の講座や、保育園等や学校での食育に取り組む旨を記載している。 (IV7(2)②子どもの望ましい生活習慣の確立への支援)
16	虐待に対する対応強化	「子どもの権利を守る体制づくり」を新たな基本目標と位置付け、児童虐待の予防・早期発見・早期対応に取り組む旨を記載している。 (V8(2)①虐待発生を予防する取組の推進、②早期発見、早期対応に対する取組の推進)
17	性の多様性(LGBT等)の理解啓発を盛り込むべき	すべての子どもを対象とし、子どもの生まれ育った環境に関わらず夢や希望を持って成長できる環境づくりを目指すこととしており、LGBT等の子どもについてもその範囲と考えている。 (基本理念等、基本目標Vすべての子どもの権利を守る体制)
18	フッ素塗布利用者の増加を	虫歯予防のため、フッ素塗布の効果の周知等による利用者の増加に努める。 (IV7(2)②子どもの健康診査や保健指導の充実)

### (3) 個別の理由により、計画に反映させないこととしたもの

	主旨	対応概要
1	子どもを産む、産まないことを選択の保証の記載	本計画は子どもを生む権利が保障された環境の下、子ども・子育て支援法等に基づき、次代の社会を担う子ども等に対する支援策を記載するものと考えている。
2	3～5歳児への重点施策の記載	本計画では、令和2年度から本格実施となる主に3～5歳児を対象とする幼児教育・保育の無償化に着実に取り組むことを前提として、重点施策を設定している。この上で3～5歳児については教育・保育に関する需要は、現在の供給体制で十分に対応できると見込まれる。